

株式の分割に関する基準日設定公告

平成 21 年 12 月 1 日

株主各位

福井県坂井市丸岡町下久米田 38 字 33 番
ゲ ン キ ー 株 式 会 社
代表取締役社長 藤永 賢一

当社は、平成 21 年 10 月 5 日開催の取締役会において、平成 21 年 12 月 21 日付をもって当社普通株式 1 株を 100 株に分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式の分割により株式の割当を受ける権利の基準日を平成 21 年 12 月 20 日と定めましたので公告いたします。

当社の発行可能株式総数については、会社法第 184 条第 2 項の規定に基づき、平成 21 年 12 月 21 日付をもって、当社定款第 6 条を変更し、発行可能株式総数を 11,880,000 株増加して 12,000,000 株といたします。

以上

お知らせおよびご注意

1. 株式の分割後のご所有株式に関するご案内は、平成 22 年 1 月下旬にお届けご住所にお送り申し上げる予定でございます。
2. 平成 21 年 12 月 21 日付にて、株式の分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社等または特別口座を管理する口座管理機関の振替口座簿に記録されることとなります。
3. 住所変更、改姓名等の各種手続は、お取引口座のある証券会社等でお手続をお願いします。